

官報

号外

昭和二十七年三月十三日

第十三回衆議院會議録第二十号

昭和二十七年三月十三日(木曜日)

議事日程 第十九号

午後一時開議

第一 農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出)

第二 国の利害に係る関係のある訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

●本日の会議に付した事件

鉄道建設審議会委員の選挙

日程第一 農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出)

日程第二 国の利害に係る関係のある訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日本輸出銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時二十四分開議

○議長(林義治君) これより会議を開きます。

○議長(林義治君) 鉄道建設審議会委員に欠員がありますので、この際鉄道建設審議会委員の選挙を行います。

○議長(林義治君) 鉄道建設審議会委員の選挙については、その手続を省略して、議長において指名せられんことを招きます。

○議長(林義治君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(林義治君) 御異議なしと認めます。よつて議長は、鉄道建設審議会委員に益倉秀次君及び水田三三男君を指名いたします。(拍手)

第一 農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出)

○議長(林義治君) 日程第一、農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案を議題といたします。委員長は報告を求めます。大蔵委員長理事東村又十郎君。

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案

政府は、農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案

政府は、前項の規定による繰入金については、後日農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案

政府は、前項の規定による繰入金については、後日農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案

政府は、前項の規定による繰入金については、後日農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案

金額に達するまでの金額を予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

附則

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出)

(最終号の附録に掲載)

(東村又十郎君登壇)

○東村又十郎君 たいい議題となりました農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法は、昭和二十五年年度において風水害等が異常に発生いたしましたため、農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案(昭和二十五年法律第十一号)第六條第二項の規定により同会計の再保険金支拂基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお、残余があるときは、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

明治二十五年三月三十一日
第三回衆議院會議録第二十号

昭和二十七年三月十三日 衆議院會議録第二十号

鉄道建設審議会委員の選挙に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案

昭和二十七年三月十三日 衆議院會議第二十号 國の利害に關係のある訴訟についての法務總裁の権限等に関する法律の一部を改正する法律案 日本輸出銀行法の一部を改正する法律案

二九二

が健全となり、決算上の剰余が生じた場合には、この会計の再保険金支拂い基金勘定に繰入れるべき金額を除き、これを一般会計へ繰りもどさなければならぬこととしたしております。

○議長(林義治君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

○議長(林義治君) 採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(林義治君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

第二 國の利害に關係のある訴訟についての法務總裁の権限等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(林義治君) 日昨第一、國の利害に關係のある訴訟についての法務總裁の権限等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(林義治君) 日昨第一、國の利害に關係のある訴訟についての法務總裁の権限等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。法務委員長佐瀬昌三君。

國の利害に關係のある訴訟についての法務總裁の権限等に関する法律の一部を改正する法律案

國の利害に關係のある訴訟についての法務總裁の権限等に関する法律の一部を改正する法律案

國の利害に關係のある訴訟についての法務總裁の権限等に関する法律の一部を改正する法律案

國の利害に關係のある訴訟についての法務總裁の権限等に関する法律の一部を改正する法律案

國の利害に關係のある訴訟についての法務總裁の権限等に関する法律の一部を改正する法律案

國の利害に關係のある訴訟についての法務總裁の権限等に関する法律の一部を改正する法律案

國の利害に關係のある訴訟についての法務總裁の権限等に関する法律の一部を改正する法律案

國の利害に關係のある訴訟についての法務總裁の権限等に関する法律の一部を改正する法律案

國の利害に關係のある訴訟についての法務總裁の権限等に関する法律の一部を改正する法律案

國の利害に關係のある訴訟についての法務總裁の権限等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

國の利害に關係のある訴訟についての法務總裁の権限等に関する法律の一部を改正する法律案

國の利害に關係のある訴訟についての法務總裁の権限等に関する法律の一部を改正する法律案

國の利害に關係のある訴訟についての法務總裁の権限等に関する法律の一部を改正する法律案

國の利害に關係のある訴訟についての法務總裁の権限等に関する法律の一部を改正する法律案

國の利害に關係のある訴訟についての法務總裁の権限等に関する法律の一部を改正する法律案

國の利害に關係のある訴訟についての法務總裁の権限等に関する法律の一部を改正する法律案

國の利害に關係のある訴訟についての法務總裁の権限等に関する法律の一部を改正する法律案

國の利害に關係のある訴訟についての法務總裁の権限等に関する法律の一部を改正する法律案

國の利害に關係のある訴訟についての法務總裁の権限等に関する法律の一部を改正する法律案

上げた次第でございます。(拍手) ○議長(林義治君) 採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(林義治君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

日本輸出銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(林義治君) 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、日本輸出銀行法の一部を改正する法律案を議題とし、この際委員長の報告を求め、その審議を速められんことを仰ぐま。

○議長(林義治君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

○議長(林義治君) 異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

日本輸出銀行法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員長佐藤重選君。

日本輸出銀行法の一部を改正する法律案

日本輸出銀行法の一部を改正する法律

日本輸出銀行法(昭和二十五年法律第二百六十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

本則中「日本輸出銀行」を「日本輸出銀行」に改める。

第一條中「輸出貿易」を「外開貿易」に、「輸出金融」を「輸出金融」に改める。

第四條に次の三項を加える。

3 日本輸出銀行は、必要があるときは、大蔵大臣の認可を受け、その資本金を増加することができる。

4 政府は、前項の規定により日本輸出銀行がその資本金を増加する場合においては、予算の範圍内で、日本輸出銀行に貸付することができる。

5 政府以外の者は、日本輸出銀行に貸付することができない。

第八條第二項中「第一項」を削る。

第十條中「専断理事」を「副總裁」に改める。

第十一條第二項を次のように改める。

本邦からの輸出の振興を図るために必要な原料、材料その他

第十八條第二項中「第三号」を「第

の提供又は受入を含む。又は外国からの物資等の輸入」に、「又は当該割

「及び手形の割引歩合」を、「手形の割引歩合及び債務の保証料率に」、「又は手形の割引歩合」、手形の割引又は保証に係る債務に改め、「一手形の友

かわらず、三月以内のものとする
ことができる。

昭和二十七年三月十三日 衆議院會議録第二十号 日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

くは本邦人からの技術の提供又は物資等の外国からの輸入を促進するためにする第一項の債務の保証は、当該設備等の輸出若しくは技術の提供又は物資等の外国からの輸入の契約に基く対価の支拂の條件その他の事由により同項の規定によることが困難であり、又は取引の実情に沿わないものと認められるときは、同項の規定にかかわらず、その履行期限が三年をこえ五年以内若しくは三月をこえ六月以内のものとする。ことができる。 第二十一條中「又は手形の割引を」、「手形の割引又は債務の保証に」を改める。 第二十二條中「又は手形の割引を」、「手形の割引又は債務の保証に」、「利率及び期限を」、「利率、歩合又は利率及び期限、物資等の品目、」に改め、「回收の方法」の下に、「債務の保証の履行の方法」を加える。 第二十四條中「輸出金融」を「輸出入金融」に改める。 第二十六條第二項中「手形割引料」の下に、「債務保証料」を加え、「附屬諸費及び資産の運用損失金」を「第三十九條第一項の規定による借入金金の利子及び附屬諸費」に改める。	第三十八條の見出しを「(利益金の処分及び国庫納付金)」に改め、同條第一項中「これ」を「左の各号に掲げる金額のいずれか多い額」に改め、同項に第一号及び第二号として次のように加える。 一 当該利益金の百分の二十に相当する額 二 毎事業年度末における資金の貸付残高及び割引に係る手形の現在額の合計額の千分の七に相当する額(その額が当該利益金の額をこえるときは、当該利益金の額) 第三十八條に次の二項を加える。 三 日本輸出入銀行は、毎事業年度の損益計算上の利益金から第一項の規定により準備金として積み立てた額を控除した残額を翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。 四 前項の規定による国庫納付金の納付の手續及びその附屬する会計その他国庫納付金に關し必要な事項は、政令で定める。 第三十九條を次のように改める。 (資金の借入) 第三十九條 日本輸出入銀行は、第	十八條第一項に規定する業務を行うため必要な資金の財源に充てるため、政府から資金の借入をし、又は外国の銀行その他の金融機關から外貨資金の借入をすることができ。 二 政府は、日本輸出入銀行に對して資金の貸付をすることができ。 三 第一項に規定する場合を除く外、日本輸出入銀行は、資金の借入をしてはならない。 第四十三條第一項中「及び監事」を「副總裁及び監事」に改め、同條第二項中「専務理事及び」及び「専務理事又は」を削る。 第四十六條第二号中「承認」を「認可又は承認」に改め、同條第五号中「第三十九條」の下に「第三項」を加え、同号を同條第六号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同條第四号の次に次の一号を加える。 五 第十八條の二に規定する額をこえて債務の保証をし、又は資金の借入をしたとき。 第四十七條中「第八條」を「第七條」に改める。 附則第九項中「日本輸出入銀行」を「日本輸出入銀行」に改める。	附 則 一 この法律は、公布の日から施行する。 二 改正後の日本輸出入銀行法第三十八條の規定並びに附則第七項、第八項及び第十三項の規定は、日本輸出入銀行の昭和二十七年四月に始まる事業年度から適用し、日本輸出入銀行の同年三月に終る事業年度の利益金の処分、所得税、法人税及び地方税については、なお従前の例による。 三 この法律施行の際日本輸出入銀行の専務理事である者は、別に辞令を用いないで、その際改正後の日本輸出入銀行法第十二條第一項の規定により日本輸出入銀行の副總裁として任命されたものとみなす。 四 前項に規定する日本輸出入銀行の副總裁の任期は、改正後の日本輸出入銀行法第十三條第一項の規定にかかわらず、同項の任期からその者が日本輸出入銀行の専務理事として在任した期間を控除した期間とする。 五 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。 第十九條第七号中「日本輸出入銀行」を「日本輸出入銀行」に改める。	行」を「日本輸出入銀行」に、「日本輸出入銀行法」を「日本輸出入銀行法」に改め、同條第十八号中「日本輸出入銀行」を「日本輸出入銀行」に改める。 六 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。 第五條第六号ノ二を次のように改める。 六ノ二 日本輸出入銀行ノ免スル証書銀額 七 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。 第三條第六号を次のように改める。 六 日本輸出入銀行 八 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。 第四條第二号中「及び住宅金融公庫」を「住宅金融公庫及び日本輸出入銀行」に改める。 九 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。 第十二條第二項第五号中「日本輸出入銀行」を「日本輸出入銀行」に改める。
--	--	--	--	--

10 貸金業者の取締に関する法律
(昭和二十四年法律第七十号)の
一部を次のように改正する。

第二條第一項第二号中「日本輸
出銀行」を「日本輸出入銀行」に改
める。

11 国庫出納金繰計算法(昭和二
十五年法律第六十一号)の一部を
次のように改正する。

第一條第一項中「日本輸出銀行」
を「日本輸出入銀行」に改める。

12 手続執行職員等の責任に関する
法律(昭和二十五年法律第七十
二号)の一部を次のように改正す
る。

第九條第一項中「日本輸出銀
行」を「日本輸出入銀行」に改める。
13 地方税法(昭和二十五年法律第
二百二十六号)の一部を次のよう
に改正する。

第二十四條第三号中「住宅金融
公庫」の下に「日本輸出入銀行」
を加える。

第七百四十三條第三号中「住宅
金融公庫」の下に「日本輸出入銀
行」を加える。

日本輸出銀行法の一部を改正する法
案(内閣提出)に関する報告書
(最終号の附録に掲載)

〔佐藤重雄君登壇〕

○佐藤重雄君 たいま議論となりま
した日本輸出銀行法の一部を改正する
法律案につきまして、大蔵委員会にお
ける審議の経過並びに結果を御報告申
上げます。

日本輸出銀行は、わが国のプラント
設備等機械輸出の促進をはかるため
に、昭和二十五年十二月二十八日、資
本金百五十億円をもつて設立され、去
る第十二国会におきまして、さらに資
本金を百七十億円に増加する措置をと
つたのであります。しかしながら、わ
が国経済の発展をはかるためには、重
要原材料の外国からの統制的な輸入を
確保することがぜひとも必要でありま
すので、このたび日本輸出銀行を日本
輸出入銀行に改め、同銀行が新たに輸
入金金融業務をもあわせて行うことがで
きることにしようとするものであり
ます。

本案の要点を申し上げますと、第一
に、わが国の輸出の振興に役立つ原材
料その他の物資の外国からの輸入に関
しまして、特定の場台において輸入金
融業務を行うこととしたこと、第二
に、わが国のプラント輸出契約の契
情にかんがみまして、その融資期間を
最短期間六箇月から三箇月に短縮しま
したこと、第三に、新たに債務保証業
務を行い得ることとしたこと、第四
に、政府からの資金の借入れ及び外国
からの外貨資金の借入れを認めること
としたこと、第五に、国庫納付金
制度を設けまして、利益金の一定割合
を国庫に納付させることとし、これに
伴い、法人税等の非課税の取扱をする
こととしたこと等がおもなる点であり
ます。

本案は、去る五日、本委員会に付託
せられ、同七日、政府当局より提案理
由の説明を聴取して、爾來慎重審議を
重ねました後、十一日質疑を終了し、本
日討論に入りまして、ところ、深澤委員
は日本共産党を代表して、本案に反対の
旨述べられました。

次いで採決いたしました結果、起立
多数をもつて本案は原案の通り可決い
たしました次第でございます。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(林義治君) 討論の通告があり
ます。これを許します。深澤義守君。

〔深澤義守君登壇〕

○深澤義守君 私は、ただいま上程に
なりました日本輸出銀行法の一部を改
正する法律案に對しまして、日本共産
党を代表いたしまして反対の意見を述
べんとするものでございます。

本法案は、従来アメリカの東南アジ
ア計画の方向に沿つて、日本から機械
設備の輸出を東南アジア等にいたす場
合において長期の金融を行つて来たの
であります。これを今般輸出入銀行と
して、輸入に對し、長期金融を
するといふことであります。政府
答弁によりまして明らかになつた事実
は、この東南アジア各地の地下に眠る
ところの鉄鉱石や、あるいは銅や精結
炭、工業塩等、重要原材料の開発資金
に對して重点的に融資するといふこと
になつておるのであります。その政府
の提案理由を見ますと、わが国経済
の拡大発展を將來にわたつて確保す
るため、輸出の振興をはかることも
に、重要原材料の外国からの統制的な
輸入をする必要があるといふのであ
ります。しかも、われわれは、このよう
に政府がいつばに言つておりますが、
現在の日本の置かれてある立場といふ
ものを明確にすることなしに、政府の
日本経済の運営の実態をつかむことは
できないと考へるのであります。

御承知のごとく、講和によつて日本
がアメリカの極東の重要基地にな
つたことは明らかであります。アメリ
カの駐留軍の任務と、これと結合する
ところの日本の再軍備とは、吉田内閣
が何と強調しようとも、——の方向に
向つて進んでおることは明らかな事実
であります。従つてまた、日本経済も
この方向、向つて軍需化されて行くとい
ふこともまた必然の道であるといわれ
おれは考へるのであります。

かつて、アメリカのホルチモア・サ
ンという新聞の主筆のハミルトン・
オニエンズという人が、アメリカはそ
のインシアチーブのもとに一種のアジ
ア共榮圏をつくり、その中心を日本に
置く、アメリカは日本に資本と技術と
を與えて、それを日本の低賃金労働力と
結合させて、それによつて生産される
商品のアジア市場に販売する一方、ア
ジア市場から原料を獲得するような方
向に行くべきであると書いておるので
あります。このアメリカの新版大東亞
共榮圏計画の先頭に、今、日本が立た
されておる、といふことは明らかであ
ります。

昭和二十七年三月十三日 衆議院會議録第二十号 日本輸出銀行法の一部を改正する法律案

官報(号外)

事工場化されるということは明らかで、中東であり、また、このように要求が、今般日本輸出銀行を日本輸入銀行として、このアメリカの——に基く新版大東亜共栄圏の先頭を勤める役割にこの日本輸出銀行が利用されるといふ結果になることは明らかであります。

こういうことは、従来輸出銀行の業務の中を見ても、はつきりしておるのであります。六十一億円の融資の総額中、米軍の基地である沖縄に、発電機を中心として十二億が融資されております。また、パナマの造船に關係して輸出をしたのでありますが、これは融資はパナマにありますが、これは事実上はアメリカの船であるタシカ、ののために十四億二千万円というものが融資されておるのであります。全額の二分の一に近いものが、こういうぐあいに使われている。これは日本のためではなくて、まったくアメリカのために役立つとおるということが言えるのであります。

また、このたびの輸入金融は資源開発のみに融資されるということになつておるのであります。その開発の目的が鉄鉱石、粘結炭、工業塩等にあって、それに血眼になつておるのであります。

しかし、これは日本政府みずからが中東貿易を禁止して、その結果としてアメリカ方面から高い鉄鉱石や粘結炭を買ひ、そして日本の労働者に低賃金を押しつけたが、それでも国際価格より高くして商売にならないというところで四苦八苦しておる。この抜け道を、この日本輸出銀行によつて東南アジアの開発に求めようとしていることは明らかであります。

しかし、政府は、インドに何かあるから開発をする、フィリピンに何かあるから開発をする、ビルマやインドネシアに何かあるから開発するといつて、かつてのことを言つておるが、現在日本の立場といふものはどうなつておるか。先ほども申し上げましたように、日本が極東——の拠点となつて、再軍備をして、軍事工場化して行くことに對して、極東の諸國は決して好意を持つていない。諸國の批准につきましても、現在の極東の諸國といふものは、諸國の批准に對して好意を持つていない。日本は今極東の孤兒になりつつあるといふことは、もはや明らかな事実であります。そこで、日本の政府が、アメリカの大きな力を背景として、とらの威を借りて、この開発を強行しようとするならば、あの中東におい

て、イギリス帝國主義に對して、あの中東の民族運動が一大反響を加えたように、やがて日本も東南アジア諸國の民族運動のために一大反響を受けるということは必至であるといふことをわれわれは断言する。

われわれは、このような見地から、この法案はきわめて危険にして、日本経済のために悪影響をもたらす結果を包蔵するものであるといふことを主張するのであります。われわれは、日本が自主独立の見地に立つて、通商貿易自由の原則的立場を確立いたしましたし、中東貿易再開を前提とするところの極東における諸國と平和友好の關係に立つことこそが日本経済の今後の発展の上に最も重大であるといふことを主張いたしまして、本法案のごときに對しましては断固として反對するのであります。(拍手)

○議長(林義朗) ただいまの衆議院の發言中、不穩當の言辭があれば、速記録を取調への上、適當の処置をとることになります。

これにて討論は終局いたしました。採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(林義朗) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

本日はこれにて散会いたします。
午後一時四十三分散会

出席國務大臣
選論大臣 村上 義一君
出席政府委員
法務政務次官 龍野喜一郎君
大藏政務次官 西村 直己君

朗読を省略した報告
一、去る十一日大池事務局長から近藤参議院事務局長宛、本院は兩院法規委員會委員佐瀬昌三君辭任につきその補欠として金原輝二君を委員に選任した旨通知した。

一、去る十一日本院は衆議院議員根本龍太郎君が経済安定本部顧問に就くことができると議決し、その旨参議院に通知した。

一、去る十一日林議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

民事法務長官 平賀 健太
總務室主幹
一、吉田内閣総理大臣から林議長宛、去る十一日議長において承認した平賀健太を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、昨十二日林議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

大藏省主税局副局長 北島 武雄
刑政長官 清原 邦一
(外務大臣官房審議室勤務) 外 三宅喜三郎
事務官

一、吉田内閣総理大臣から林議長宛、昨十二日議長において承認した北島武雄を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、昨十二日内閣を経由して地方財政委員會委員長野村秀雄君から、地方財政委員會設置法第十四條の規定により、地方財政の情況報告書を受領した。

一、昨十二日内閣から次の報告書を受領した。

昭和二十六年度第二・四半期中における予算使用の状況

一、去る十一日議長において、次の常任委員の辭任を許可した。

大藏委員 大上 司君
電気通信委員 鈴木茂三郎君
労働委員 川島 金次君
建設委員 前田榮之助君
予算委員 成田 知巳君
懲罰委員 吉島 義英君 稻村 順三君
一、去る十一日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

昭和二十七年三月十三日 衆議院會議第二十号 議長の報告

大蔵委員 塚田十一郎君 電氣通信委員 成田 知巳君 労働委員 前田榮之助君 建設委員 川島 金次君 予算委員 鈴木茂三郎君 農林委員 角田 幸吉君 猪俣 清三君	一、昨十二日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。 法務委員会 理事 田嶋 好文君(理事田嶋好 文君去る二月二十九日委 員辞任につきその補欠) 理事 中村 一君(理事中村又 一君去る三日委員辞任に つきその補欠)	農林委員会 理事 石井 繁九君(理事石川金 次郎君昨十二日委員辞任 につきその補欠) 一、昨十二日議長において、次の常任 委員の辞任を許可した。 人事委員 井之口政雄君 法務委員 風早八十二君 加藤 充君 農林委員 渡部 義通君 文部委員 渡部 義通君 加藤 充君 農林委員 渡部 義通君 加藤 充君 農林委員 渡部 義通君 加藤 充君	通商産業委員 田中 幾平君 郵政委員 山本 猛夫君 予算委員 梨木作次郎君 農林委員 森 幸太郎君 石川金次郎君 木村 榮君 一、昨十二日議長において、次の通り 常任委員の補欠を指名した。 人事委員 竹村奈良一君 法務委員 田中 幾平君 渡部 義通君 加藤 充君 文部委員 加藤 充君 農林委員 渡部 義通君 通商産業委員 井之口政雄君 郵政委員 風早八十二君 森 幸太郎君 予算委員 木村 榮君 農林委員 黒澤富次郎君 山本 猛夫君 石井 繁九君 梨木作次郎君	一、去る十一日委員会に付託された議 案は次の通りである。 国有財産特別措置法案(内閣提出第 五九号) 大蔵委員会 付託 閉鎖機関日本系系統制株式会社が積 み立てた彌生儲格安定資金の処分に 関する法律案(内閣提出第六〇号) 農林委員会 付託 屋外広告物法の一部を改正する法律 案(内閣提出第五八号) 建設委員会 付託 一、去る十一日衆議院に送付した内閣 提出案は次の通りである。 放送法第三十七條第二項の規定に基 き、国会の承認を要するの件 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命 令に関する件に基く労働省関係諸命 令の廃止に関する法律案 一般職の職員給与に関する法律の一 部を改正する法律案 国民貯蓄組合法の一部を改正する法 律案 公庫の予算及び決算に関する法律の 一部を改正する法律案 一、昨十二日内閣から提出した議案は 次の通りである。 一般会計の歳出の財源に充てるため の米國對日援助物資等處理特別会計 からする繰入金に関する法律案 ユネスコ活動に関する法律案	輸出信用保險法の一部を改正する法 律案 恩給法の特例に関する件の措置に関 する法律案 財産税等收入金特別会計法を廃止す る法律案 一、昨十二日委員会に付託された議案 は次の通りである。 統計法及び教育委員会法の一部を改 正する法律案(内閣提出第五六号) 恩給法の特例に関する件の措置に関 する法律案(内閣提出第六四号) 以上二件 内閣委員会 付託 一般会計の歳出の財源に充てるため の米國對日援助物資等處理特別会計 からする繰入金に関する法律案(内 閣提出第六一号) 財産税等收入金特別会計法を廃止す る法律案(内閣提出第五五号) 以上二件 大蔵委員会 付託 ユネスコ活動に関する法律案(内閣 提出第六二号) 文部委員会 付託 職傷病者職没者遺族等保護法案(内 閣提出第六六号) 厚生委員会 付託 輸出信用保險法の一部を改正する法 律案(内閣提出第六三号) 通商産業委員会 付託	一、去る十一日提出した緊急質問は次 の通りである。 憲法第九條と自衛能力と再軍備に関 する緊急質問(平川篤雄君提出)
---	--	---	--	---	--	---